

送金事業についてのご案内

銀行以外の事業者が送金業務を行えることをご存知ですか？

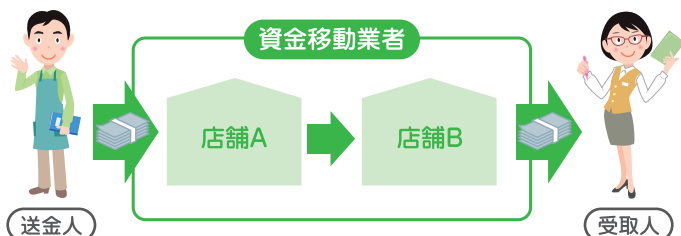
銀行以外の事業者が送金業務を行うには、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）に基づき、主たる営業所等を管轄する財務（支）局長に「**資金移動業者**」の登録を受ける必要があります。資金移動業者は1回につき100万円以下の送金を行うことができます。登録を受けずに送金業務を行った場合、**銀行法違反として罰則**の適用を受けることになります。



資金移動業の具体例

具体的には、次のような仕組みが資金移動業に該当する可能性があります。

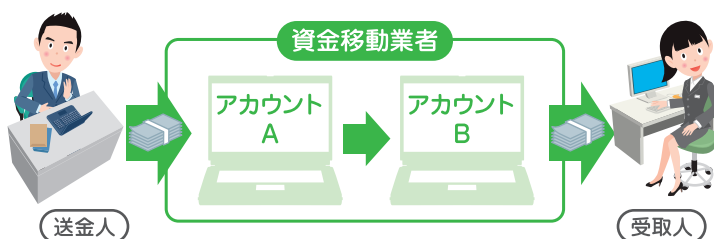
営業店型



手順

- ①送金人が店舗Aで送金を依頼する。
- ②店舗Aが送金額、受取先等の情報を店舗Bに連絡する。
- ③受取人は店舗Bでお金を受け取る。

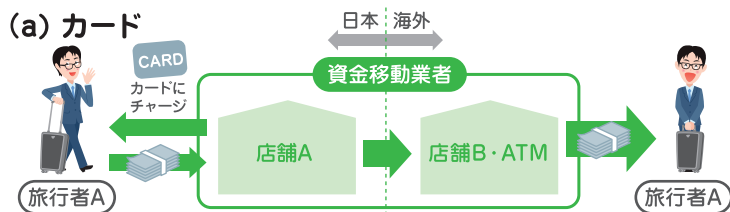
インターネット・モバイル型



手順

- ①送金人が資金移動業者のウェブページ上でアカウントを作る。
- ②送金人はアカウントAに入金し、受取人のアカウントBへの送金を指示する。
- ③受取人はアカウントBでお金を受け取る。

カード・証書型



手順

- ①旅行者Aは店舗Aでアカウントとカードを作成し、アカウントに入金してカードにチャージする。
- ②旅行者Aは資金移動業者の海外店舗Bや提携先のATMで通貨を引き出す。

(b) 証書(マネーオーダー)



手順

- ①送金人は店舗Aで証書(マネーオーダー)を購入する。
- ②送金人は証書(マネーオーダー)を受取人に送る。
- ③受取人は受け取った証書(マネーオーダー)を店舗Bで提示し、お金を受け取る。

資金決済法の概要

■ 履行保証金の供託等

資金移動業者は、送金途中の資金が送金相手に届くまでその100%以上の金額を供託等の方法で資産保全しなければなりません。ただし、送金途中の資金総額等が1000万円以下の場合には最低でも1000万円を要履行保証額として資産保全する必要があります。

金銭による供託のほか、金融機関等と結ぶ「履行保証金保全契約」、または信託会社等と結ぶ「履行保証金信託契約」によって資産の保全を図ることも可能です。「履行保証金信託契約」は、他の資産保全の方法と併用することができません。



■ 利用者の保護を図るための措置

資金移動業者は、利用者の保護等を図るため、送金を行う際に次のような措置を講ずる必要があります。

- (1) 利用者が銀行等が行う送金と間違ふことを防止するための説明をすること。
- (2) 手数料等、送金契約の内容に関して利用者に対して一定の情報を提供すること。
- (3) 送金資金等を受領した時は、原則として利用者を受取証書を交付すること。
- (4) 社内規則等を定め、従業者に研修等を行うこと。 等



■ 裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

資金移動業は裁判外紛争解決制度(金融ADR制度=公平な第三者の仲立ちにより、裁判によらずに話し合いで紛争の解決を図る制度)の適用対象です。資金移動業者は資金決済法に基づいて資金移動業に関連する苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければなりません。

認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会(以下「協会」という。)は、金融ADR制度へ次のとおり対応しています。

金融ADR制度 対応

① 資金移動業関連苦情処理措置

会員である資金移動業者は、協会が行う苦情解決により、資金移動業関連苦情の処理を図ることができます。

② 資金移動業関連紛争解決措置

会員である資金移動業者は、協会と東京の三つの弁護士会との間で締結した資金移動業関連紛争の解決を図る旨の協定を利用することにより、資金移動業関連紛争の解決を図ることができます。



協会の活動

協会は、資金決済業(前払式支払手段の発行業及び資金移動業)の健全な発展と利用者の利益の保護を図ることを目的とした自主規制団体で、資金決済法により認定された「認定資金決済事業者協会」です。その実効性を確保するため、次のような業務を行っています。

- ◎ 会員に関する情報の利用者への周知および提供
- ◎ 自主規制規則の策定と会員への周知
- ◎ 会員の資金決済法、自主規制規則等の遵守状況の調査および指導
- ◎ 資金決済業に関する普及啓発・広報
- ◎ 資金決済業に関する調査研究
- ◎ 消費者からの相談・苦情・紛争への対応

*協会では、資金決済法に基づく資金移動業の登録等について解説した冊子「資金移動業のしおり」を販売しています。また、社内研修等にご活用いただける消費者向けのパンフレットを無償で配布しています。申し込み方法は協会ウェブサイトをご覧ください。

一般社団法人日本資金決済業協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5F
TEL: 03-3219-0601
午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝・休日、年末・年始を除きます。)

<http://www.s-kessai.jp/>